

小作争議調査表

No. 68

(月報番号 九七八)

(昭和八年八月分)

財団法人 協同會 福岡出張所

場 所 山門郡三橋村大字榑河字美入	發 生 昭 和 八 年 六 月 二 五 日
	終 熄 昭 和 八 年 八 月 三 日
關 係 人 員 地主 小作人 大橋茂兵衛 安部第三郎	關 係 地 種 類 面 積 田 七畝四步
地 主 關 係 團 體 ナシ	小 作 人 關 係 團 體 ナシ
原 因 地主の家屋敷地と所有目的を以て登記土地と爲す小作人に對し七年振作收獲減額等 上土地返還を要求せしむ日農大等田支那顧問杉原保樹の干渉を以て放棄す	要 求 事 項 土地返還要求
經 過 地主は踏破り土地返還を要求し折上り小作人のため大なる田支那顧問の干渉を以て放棄す 地主は、放棄地を貸し下り、小作人に道を渡し、小作人は、地主に道を渡し、小作人は、地主に承諾せり	
結 果 一、地主は、農田と法田の小作人に、土地を返還し、地主は、地主に承諾せり 二、小作人は、地主に承諾せり、地主は、地主に承諾せり 三、小作人は、地主に承諾せり、地主は、地主に承諾せり 四、小作人は、地主に承諾せり、地主は、地主に承諾せり 五、小作人は、地主に承諾せり、地主は、地主に承諾せり 六、小作人は、地主に承諾せり、地主は、地主に承諾せり 七、小作人は、地主に承諾せり、地主は、地主に承諾せり 八、小作人は、地主に承諾せり、地主は、地主に承諾せり 九、小作人は、地主に承諾せり、地主は、地主に承諾せり 十、小作人は、地主に承諾せり、地主は、地主に承諾せり	

備 考